

# 通所リハビリテーション利用料金

平成30年4月1日改正

## (1) 通所リハビリテーション費：6時間以上7時間未満

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び負担割合証によって、通所リハビリテーション費や加算料金が異なります。

介護度	利用者負担金額	
	1割負担	2割負担
要介護1	667円/日	1,334円/日
要介護2	797円/日	1,594円/日
要介護3	924円/日	1,848円/日
要介護4	1,076円/日	2,152円/日
要介護5	1,225円/日	2,450円/日

## (2) 加算料金

項目	利用者負担金額		概要
	1割負担	2割負担	
入浴介助加算	50円/日	100円/日	入浴サービスを利用された場合に加算されます。
リハビリテーション提供体制加算（新設）	24円/日	48円/日	リハビリテーション専門職が、人員に関する基準よりも手厚い体制の場合に加算されます。
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）	330円/月	660円/月	利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価。新規利用者は1月以内に居宅を訪問し、計画を策定した場合に加算されます
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）	1,120円/月：開始日から6月以内（1割負担） 800円/月：開始日から6月超（1割負担） 2,240円/月：開始日から6月以内（2割負担） 1,600円/月：開始日から6月超（2割負担） 利用者又はその家族にリハビリテーション計画の説明を行うなど、所定の基準を満たした場合に加算されます。		
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円/日	220円/日	退院日又は認定日から3月以内に、個別にリハビリを実施した場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）	240円/日	480円/日	1週間に2日を限度として個別にリハビリを実施し、リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを条件に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）	1,920円/月	3,840円/月	1月に4回以上リハビリを実施し、リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）を算定していることを条件に加算されます。
生活行為向上リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	2,000円/月：開始日から3月以内（1割負担） 1,000円/月：開始日から3月超6月以内（1割負担） 4,000円/月：開始日から3月以内（2割負担） 2,000円/月：開始日から3月超6月以内（2割負担） 利用者の生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえ、所定		

	の基準を満たしてリハビリテーションを実施した場合に加算されます。		
生活行為向上リハビリテーション実施後に通所リハビリを継続した場合	$\frac{-15}{100}$	$\frac{-30}{100}$	生活行為向上リハビリテーションの提供終了後の6月間に限り、1日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数が所定単位数から減算されます。
若年性認知症利用者受入加算	60円/日	120円/日	若年性認知症利用者の受け入れについて加算されます。
栄養改善加算	150円/回	300円/回	低栄養状態の改善を目的に個別に栄養相談等の栄養管理を実施した場合に加算されます。
口腔機能向上加算	150円/回	300円/回	口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する訓練の実施した場合に加算されます。
重度療養管理加算	100円/日	200円/日	要介護度4又は5であって、手厚い医療が必要な状態の場合に加算されます。
栄養スクリーニング加算（新設）	5円/回	10円/回	栄養士等が栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で提供した場合に加算されます。
中重度ケア体制加算	20円/日	40円/日	月4回以上ご利用で、利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価。新規利用者は1月以内に居宅を訪問し、計画を策定した場合に加算されます。
送迎を行わない場合	-47円/日	-94円/日	送迎を行わない場合、片道につき47円減額されます。
社会参加支援加算	12円/日	24円/日	通所リハビリを終了した者が、一定程度通所介護に行く場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算	18円/日	36円/日	介護職員のうち、50%以上が介護福祉士の場合に加算されます。
介護職員処遇改善加算	{(介護サービス費と加算料金の合計額) × 34 ÷ 1,000} 円/月		

(3) 食費（昼食） 600円/回

(4) 紙おむつ、尿取りパッド等の代金 実費

(5) 送迎代（通常の事業の実施区域外の送迎） 50円/km